

今月より電力の小売全面自由化が始まります ～便乗した勧誘に気を付けましょう～

電力の供給契約は、正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう。また、便乗した勧誘に気を付けましょう。国民生活センターから情報提供をしています。

【事例1】 訪問販売で光熱費が安くなると言われ、電気温水器を契約したが、クーリング・オフしたい。（電力会社を名乗る人物から電話があり、「光熱費のお得なプランの案内に行く」と言われ、電気の自由化の話かと思い、業者の話聞いたが、給湯器の勧誘だった）

【事例2】 訪問販売で「電力自由化で電気料金が上がるから」と勧誘されて高額な太陽光発電システムの取り付け契約をしてしまったが、やっぱりやめたい。

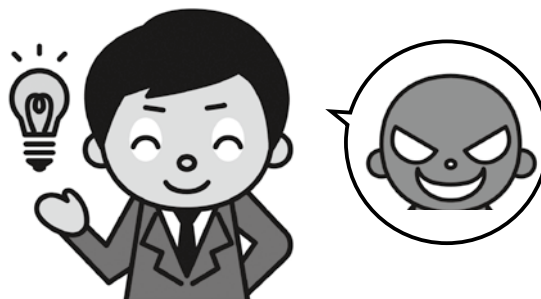
【事例3】 電力会社の提携会社を名乗り「自由化で料金が安くなる。その為の調査だ」と言われ、同意書に署名をしたが、契約したことになっていた。

【事例4】 ケーブルテレビ会社が来訪し、インターネット、電気、テレビ、電話をセットで契約すれば値引きになると1時間以上も勧誘された。

【事例5】 携帯電話会社から電力自由化に伴い料金見直しを勧めるメールが届いた。

アドバイス

- ①「料金が必ず安くなる」といった勧誘に気を付けましょう。
- ②どのような条件で安くなるのか、契約期間、解約時の違約金なども、確認しましょう。
- ③訪問販売または電話勧誘販売で小売電気事業者と電力の供給契約を結んだ場合、特定商取引法に基づくクーリング・オフが可能です。



どれだけ電気を使っているかにより、損をする場合もあります。セット割り・長期契約は解約しづらく、解約時には違約金が発生する可能性が有ります。契約内容をよく理解の上、ライフスタイルに合わせた業者を選びましょう。怪しい電話があった、契約に関してトラブルになった、不安になった際には消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

人権それは愛

問合せ：教育文化振興課 ☎ 991-1873/ 企画財政課 ☎ 991-1815

ある企業での会話から

新入社員：先輩、うちの職場は男性だけ社員を募集することはできないんですかね？

先輩社員：それはできないんだよ。

新入社員：えっ。

先輩社員：一般的には、募集するときに男女の制限をすることはできないことになってるんだよ。

働く権利は、女性にも、男性にも、同様に保障されています。

企業は、男女雇用機会均等法により募集や採用などの処遇における性別を理由にした差別をしてはいけないことになっており、年齢や既婚・未婚の別、採用試験などで男女に異なる条件をつけることも禁止されています。

男女が平等に活躍できる職場環境を整えることは、企業の社会的責任のひとつです。

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、一人ひとりが個人として尊重されることが大切です。